

# 各種医療費の助成制度について

## ●重度心身障害児(者)医療費助成制度

重度心身障害児(者)の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るため医療費の助成を行っています(所得制限があります)

	入院外	入院
身体障害者手帳1級・2級 特別児童扶養手当1級・療育手帳A	○	○
身体障害者手帳3級		○

乳幼児・子どもの健全育成のため、医療費の助成を中学校卒業の3月末日まで行っています。

該当される方は申請してください(所得制限はありませんが、就学前の乳幼児の保護者のみ所得の確認をしています)

平成18年8月1日より和歌山県重度心身障害児(者)医療費の制度改正により、65歳以上で新たに重度心身障害者になられた方は重度心身障害児(者)医療費制度を受けられなくなりました。

●ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るため医療費の助成を行っています。

②あなたとあなたの世帯全員が町民税を課されていないとき(住民税非課税世帯)

※同じ世帯に所得の申告をしていない方がいる場合、課税世帯扱いになります。

③あなたとあなたの世帯全員の前年1年間の収入の合計金額が次の基準以下であるとき。

該当される方は申請してください(所得制限があります)

1人世帯(単身)	100万円
2人世帯	140万円

詳しく述べ、住民環境課国保年金係(☎64・11102)までお問い合わせください。

●乳幼児医療費・子ども医療費助成制度

予育てに伴う保護者の経済的負担の軽減に図り、少子化対策、

族恩給・障害年金・老齢福祉年金・雇用保険・福祉給付金など、あらゆる収入が含まれます。

③あなたとあなたの世帯全員の金融資産が、次の基準額以内であるとき。

あなたの預貯金、国債、株式などの有価証券の合計額が350万円まで。

・世帯全員で所有する預貯金、国債、株式などの有価証券の合計額が350万円×世帯人數まで。

④あなたとあなたの世帯全員が活用できる資産を所有していないとき。

・今現在住んでいる土地家屋は除き、活用できる不動産等の資産を所有していない。

⑤あなたがあなたの世帯以外の世帯に属する方から扶養をうけているとき。

・所得税、町県民税の扶養親族となつていな。

・健康保険などの医療保険の被扶養者となつていな。

◆参考:児童扶養手当の月額  
(平成26年4月)  
・子ども1人の場合  
全部支給 4,1,020円  
一部支給 4,1,010円  
(9,680円  
(所得に応じて決定されます)

◆平成26年12月～平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

申請に関するお問い合わせ先  
健康福祉課 児童係  
☎64・11120

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

平成26年12月1日から  
「児童扶養手当法」の一部が改正されます

これまで、公的年金※を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

児童扶養手当を受給するためには、お住まいの市町村への申請が必要です。

※遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

支給開始日

◆手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給している場合は、父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合、父子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合など

・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合は、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。

